

経済・雇用部会

「医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成について」

「指定都市への公共職業安定所業務等の移管について」

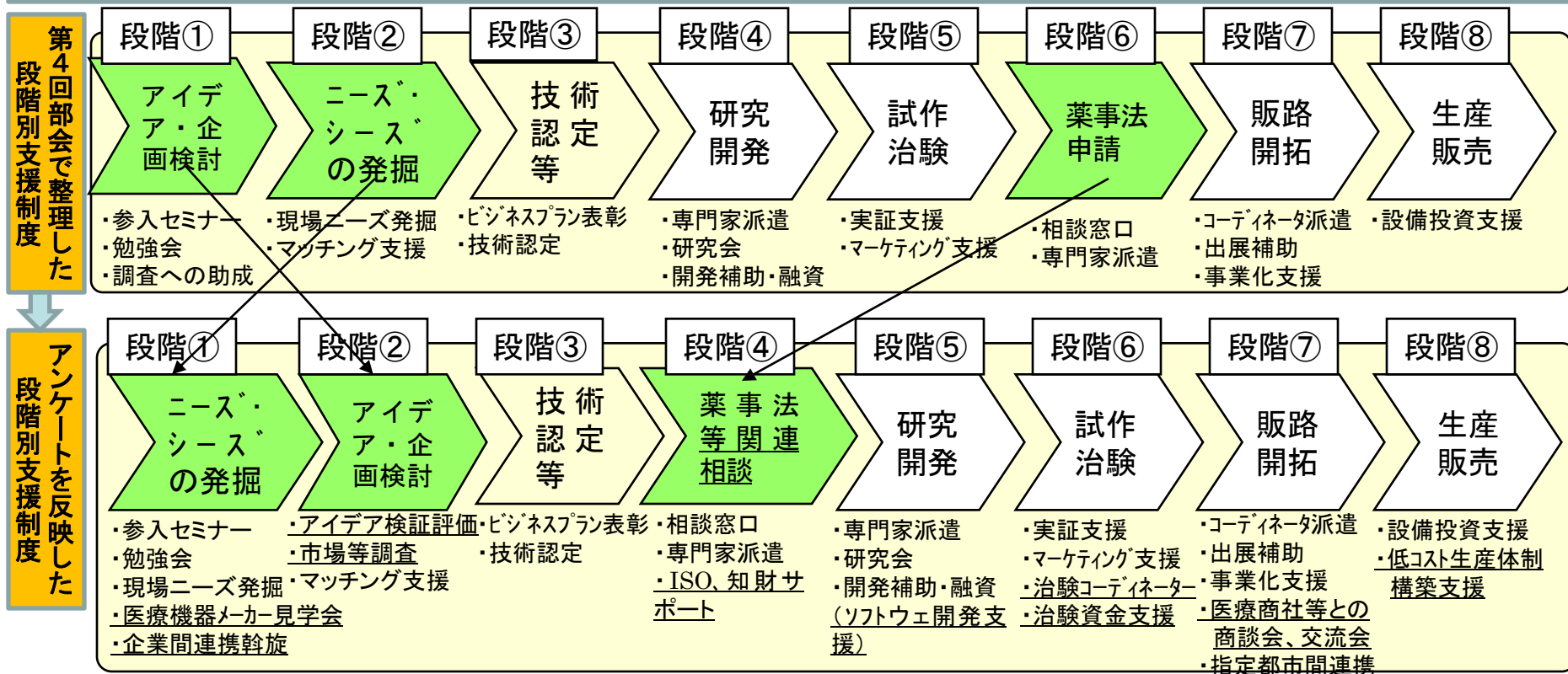
【市長会議資料】

平成25年7月24日

医療・介護・健康関連産業の振興と 人材確保・育成について

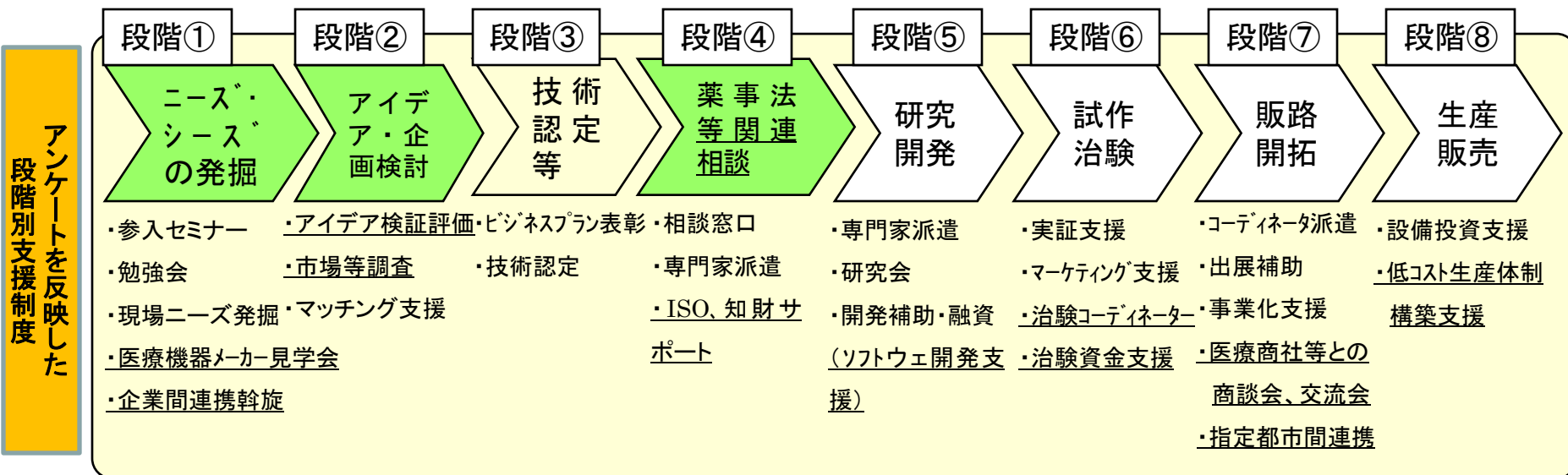
1 理想的な支援成功モデルに向けて

- ・第4回部会では、医療・介護・健康関連産業分野における新たな商品・サービスの開発に取り組む企業に対する指定都市による既存の支援制度を8段階別に整理した。
- ・この支援制度は、行政が想定したものであることから、実際に事業を行う企業側の意向を把握・反映させることで、理想的な支援成功モデルを導き出すこととし、この度、全指定都市において、各市3社程度を対象に、医療・介護・健康関連産業分野の既存の支援制度の評価や新たな支援要望等について、アンケート調査を行った。この結果、段階別支援制度の流れを再整理するとともに、企業側の主な意見を取りまとめた。

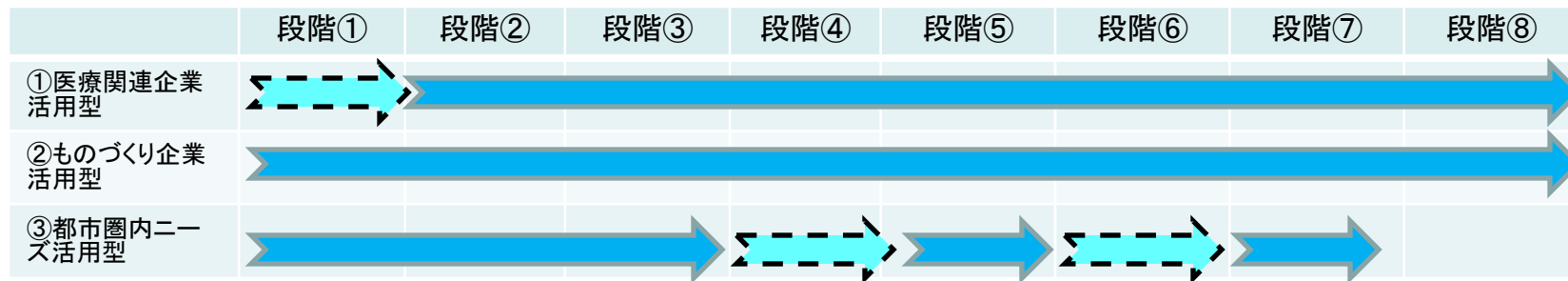


1 理想的な支援成功モデルに向けて

- ・アンケート調査結果を踏まえ、段階別支援制度の流れを再整理するとともに、新たな制度の創設や拡充要望を盛り込んだ「理想的な成功支援モデル(案)」について、3類型別取組事例に対する段階別支援策の活用可能性を整理した。



【3類型別の取組事例に対する段階別支援策の活用可能性】



2 アンケートにおける主な意見

- 新規・拡充要望
- 既存制度の評価

段階① ニーズ・シーズの発掘段階

- 医療機器メーカー見学会の開催
- 開発スピード及び完成度を高める企業間連携の斡旋
- 九州大学先端医療イノベーションセンターのような、工業者が医療・介護現場に入り込む機会の提供

段階② アイデア・企画検討段階

- アイデアを形にするまでに相当な時間と費用がかかるため、アイデアを評価・検証する支援制度が必要(事業化可能性評価)
- 市場規模や競合製品の調査支援

段階③ 技術認定等の活用段階

- ビジネスプランに係る認定制度は、認知率向上に著しい効果を発揮している

2 アンケートにおける主な意見

- 新規・拡充要望
- 既存制度の評価

段階④ 薬事法等 関連相談段階

- 海外展開で必要となるISO規格の取得・更新のための資金支援
- 薬事法に係る行政との橋渡しサポートが必要
- 知的財産権に関する支援が必要

段階⑤ 研究開発段階

- 開発時期に応じた支援とするため、年2回公募が必要
- ソフトウェア開発に係る支援制度(人件費等)の拡充
- ベンチャー立上時の研究開発、インキュベーション施設への補助は効果的

段階⑥ 試作・治験段階

- 治験コーディネーターを新たに配置し、アドバイス支援、治験に対する資金支援
- 受託臨床検査会社の活用が効果的

2 アンケートにおける主な意見

- 新規・拡充要望
- 既存制度の評価

段階⑦ 販路開拓段階

- 大手医療企業や医療商社との商談会、交流会の開催支援
- 海外販路開拓調査のサポート支援
- 有望顧客に提供する試供品に係る資金支援
- 開発した技術や製品に対する政府受注機会の提供支援
- 開発製品を検証するための受入可能な医療機関の確保支援
- コーディネーター支援において、アドバイスにとどまらず、実際に取引につながるまででの支援をお願いしたい
- 金融機関へのプレゼン会の開催、継続的な展示会への出展支援が効果的

段階⑧ 生産・販売段階

- 国内外を含めた低コスト生産体制構築の支援(安価な加工業者の紹介)

2 アンケートにおける主な意見

成功に至るターニングポイント

1 参入のきっかけ

- 行政が主催する医療関係の勉強会、展示会等へ参加（自社技術の展開可能性の認識）
- 医療機器メーカーや医師との出会い

2 参入時の分析判断

- 大手企業が取り組まないニッチ分野
- 先進国の動向と進出メーカーの動向及び地域動向の把握
- 医療当該分野の課題と自社の技術力での解決の実現性

3 注意すべきポイント

- 薬事法許認可取得のハードル（検討期間、開発費が膨らむケースがある）
- 事業継続か撤退かを判断する分岐点の設定
- マーケットの選定（現場の医師や看護師の意見を踏まえたニーズの選別）

2 アンケートにおける主な意見

指定都市間連携に対する要望

1 販路開拓

- 国内や海外の見本市へ指定都市が連携して合同出展する場合の費用負担支援
- 地域の医療関係者を集めた展示会の開催支援
(公立病院等への働きかけによる医師の積極的な参加)
- 指定都市内の大手医療関連企業との交流会、シーズ商談会の共同開催
- コーディネーターによるマッチング支援の相互活用

2 治験・臨床

- 治験について、指定都市間での臨床先の相互紹介やデータベース化など、指定都市相互間が連携できるプログラムの創設

3 今後の進め方

第6回 経済・雇用部会に向けて

- アンケート結果を踏まえ、事業化に向けて必要となる規制緩和や既存制度の拡充、新規制度創設等を整理し、「理想的な支援成功モデル」を取りまとめ、各市の取組の参考とするとともに、必要に応じて国等に対して提言等を行う。
- 指定都市間の連携により、地域企業の販路開拓等の共通課題の解決につながるような取組事例を提示する。
- 支援を受けた企業が、地域貢献型企业として活動している事例を提示する。

2 取組テーマ<2>

指定都市への公共職業安定所（ハローワーク）
業務等の移管について

1 「一体的実施」の成果

⇒ 「一体的実施」により就職決定者数が増加

生活困窮者に係る「一体的実施」取組前後の就職決定者数の比較(推計) (単位 人)

都 市	一体的実施後	一体的実施前	都 市	一体的実施後	一体的実施前
仙台市	42	19	浜松市	80	26
さいたま市	646	95	名古屋市	208	12
千葉市	52	10	京都市	162	11
川崎市	156	111	神戸市	36	18
横浜市	288	86	岡山市	72	16
新潟市	36	9	広島市	67	16
静岡市	48	18	熊本市	198	142

(注1)「一体的実施後」:生活困窮者(生活保護受給者)に係る「一体的実施」就職決定者数のH24年度実績(実数)。特記事項:仙台市・横浜市・川崎市・静岡市・熊本市はH25年4、5月実績を年度換算。千葉市はH24年7-翌3月実績を年度換算。新潟市はH25年1-3月実績を年度換算。浜松市はH25年4-6月実績を年度換算。名古屋市はH25年1-3月実績を年度換算。京都市はH24年12-翌3月実績を年度換算。神戸市・岡山市はH25年2-3月実績を年度換算。広島市はH24年7-翌3月実績を年度換算。

(注2)「一体的実施前」:「一体的実施」施設における、「一体的実施」前の「福祉から就労(生活保護受給者)」就職決定者数のH23年度実績(実数)。特記事項:千葉市はH24年4-6月実績を年度換算。川崎市・横浜市は全市実績。

※ 本表は各都市における「一体的実施」実施前後の状況を比較するために作表したものであり、「一体的実施」施設の設置状況が都市によって異なることから、本表では都市間の単純な比較はできないことに留意する必要がある。

(同様に、窓口利用者数についても増加)

1 「一体的実施」の成果

（「一体的実施」の成果の具体的事例）

- 市の就労支援相談員やケースワーカーが、リアルタイムで求人情報や応募状況、面接結果を知ることができ、効率的な支援につながっている。
- 市の就労支援相談員やケースワーカーとハローワーク相談員との意見交換会の実施などの「顔の見える連携」により、平成24年度の生活保護受給者の就労者数が平成23年度と比べて倍増した。
- ハローワーク窓口の区役所内設置により、ケースワーカーが同行できるため、就労指導が強化された。
- 一部の区では、管轄のハローワークまでの距離が遠く不便だったが、区役所で職業相談・職業紹介が受けられるようになり、利便性が向上した。

など

⇒ 「一体的実施」は着実に成果を挙げつつある

2 「一体的実施」の課題

【国への働きかけが必要な課題】

- (1) 全区役所等、市が要望する場所での実施
- (2) ハローワーク職員が市の福祉施策の理解を深めるための仕組みづくり
- (3) 市職員のハローワークへの派遣（ハローワーク業務への従事）
- (4) 職業訓練に係る受講指示、受講推薦等の窓口での実施

（さいたま市「ジョブスポット（一体的実施事業）の実施状況」より）

- 国の公共職業訓練の受講指示、受講推薦や求職者支援訓練（雇用保険受給者以外を対象とし、月額10万円の職業訓練受講手当を支給）の支援指示はハローワークでしか行われていない。
- このため、訓練を希望する支援対象者は、ハローワークと区役所の2か所に行かなければならない。
⇒ 一定の成果は挙げているものの、支援対象者への一貫したサービス提供が行えない。

【市として取り組む課題】

- ・ 窓口設置スペースの確保

【その他の課題】

- ・ 命令系統が2つあり、統率が難しい など

2 「一体的実施」の課題

(1) 全区役所等、市が要望する場所での実施

- 国側の都合により、市が要望する場所での「一体的実施」が実現しなかったケースがあったのは20都市中、5都市
(実現しなかった理由等)
 - ・ 予算上の都合
 - ・ 人員配置上の都合
 - ・ 生活保護の「その他世帯」の水準が一定未満
 - ・ 経緯等は精査できていないが、市が独自に職業相談・職業紹介を行っていた複数施設のうち一部しか「一体的実施」が実現しなかった。
 - ・ 新設する総合相談センターへのハローワーク端末の設置を断られた。
- 今後、「一体的実施」の実施場所の拡大を検討しているのは20都市中、13都市

2 「一体的実施」の課題

(2) ハローワーク職員が市の福祉施策の理解を深めるための仕組みづくり

- 生活困窮者に係る「一体的実施」に取り組んでいる15都市のうち、12都市では現場レベルでハローワーク職員が市の福祉施策の理解を深めるための具体的取組を行っている。
- 一体的実施をより効果的に実施するためには、こうした取組のさらなる充実を国に働きかける必要がある。

(具体的取組の例)

- ・ ハローワーク職員向けの福祉施策の研修を**市が主体的に実施**
- ・ ハローワークが実施する研修に**市の福祉担当職員が講師として参加**
- ・ 市職員向けの福祉初任者研修にハローワーク職員が参加
- ・ 月1回、労働局、ハローワーク、市福祉事務所の職員による情報交換会を開催
- ・ 市福祉事務所とハローワークの全体会議を開催

2 「一体的実施」の課題

(3) 市職員のハローワークへの派遣(ハローワーク業務への従事)

- 現在、ハローワーク(労働局を含む。)と市との人事交流を実施している都市は20都市中、**札幌市のみ(相互人事交流、平成24年度から実施)**
- 市職員のハローワークへの派遣を希望するのは5都市にとどまっているものの、希望する都市においては、国への働きかけを行う必要がある。

(市職員のハローワーク派遣に関する今後の意向)

- | | |
|---------------------|--------|
| ・ 意向あり | 2 都市 |
| ・ 今はないが、将来要望する可能性あり | 3 都市 |
| ・ 意向なし | 1 5 都市 |

2 「一体的実施」の課題

(4) 職業訓練に係る受講指示、受講推薦等の窓口での実施

- 職業訓練に係る受講指示、受講推薦等の窓口での実施については、一般的に『今後の「一体的実施」の状況をみながら検討したい』など現状での検討が進んでいない中、**実施すべきとする都市が20都市中、9都市**

(職業訓練に係る受講指示、受講推薦等の窓口での実施について)

- | | |
|--------------|--------|
| ・ 実施すべき | 9 都市 |
| ・ 実施すべきではない | なし |
| ・ <u>その他</u> | 1 1 都市 |

- ・ 一体的実施の状況をみながら検討したい。
- ・ 案件によってハローワーク本体での手続きがあるのはやむを得ない。
- ・ ハローワーク(労働局)が判断すべきものである。
- ・ 検討したことがないので判断できない。
- ・ どちらでもよい。 など

2 「一体的実施」の課題

【その他の課題】

(1) 市とハローワーク(労働局を含む。)との連携強化により改善できるもの

- 窓口と保護課執務室が離れているところは、**窓口の予約状況をリアルタイムで共有できない**。電話がつながらないときは確認に出向く必要があり、非効率となっている。
- 利用者は、隣接する国と市の2つの窓口でそれぞれ利用登録を行い、個人情報を管理しており、利用者の利便性の向上のために**個人情報の共有化について検討する必要がある**。
- **共通のコードで個人情報を管理していない**ため、お互いの情報をマッチングさせるのに手間と時間がかかり、情報の提供を受けても活かせないことがある。
- 統計の取り方が市とハローワークで異なるため、結果として**同じ窓口で2種類の実績が出ている**。

(2) 権限移譲又は「一体的実施」とは異なる新たな枠組での対応が必要となるもの

- **命令系統が2つあり、統率が難しい**。
- 窓口の利用に当たり、**利用者の同意書の提出が必要**である。
- 支援対象者の決定や運営ルールの変更のための会議の時間調整に手間がかかるなど、**実施主体が分かれていることで手続きが煩雑**となっている。
- 実施場所や端末の設置場所について、**臨機応変な対応ができない**。
- 業務の繁閑にあわせて**弾力的に窓口の人員を増減することが難しい**。
- 市とハローワークの職員の**勤務条件に違い**がある。

3 権限移譲を実現するための課題

【国への働きかけが必要な課題】

- ・ 移譲事務の円滑な遂行に必要な移譲時の人員・財源の確保
- ・ 市域とハローワークの管轄区域の差異等の課題の整理

【県への働きかけが必要な課題】

- ・ 県への権限移譲も行われるとした場合の二重行政にならない役割分担

【市として取り組むべき課題】

- ・ 権限移譲を受けるべき業務の範囲の検討
- ・ 移譲後の人員確保、組織体制の整備
- ・ 市内部の他の行政サービスとの連携の検証
- ・ 専門知識を持った職員の育成

4 最近における国の動き

(1) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

○雇用制度改革・人材力の強化（日本産業再興プラン）

・ **ハローワークの求人・求職情報の開放等**

「**ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネスや地方公共団体
に対して、来年度中のできるだけ早期に提供を開始**」

(2) 地方分権改革有識者会議雇用対策部会

○部会長：小早川光郎 成蹊大学法科大学院客員教授

○テーマ：無料職業紹介に関する事務・権限の見直し

→無料職業紹介事業を行う自治体に対して、個性を生かし自立した地方をつくる観点から、**円滑かつ実効性のある形で求人情報の提供を実施するための
方策、留意点等について議論**

○開催経緯

- ・ 第1回(6月21日):新潟市長、埼玉県知事等関係者へのヒアリング実施
⇒新潟市長:「一体的実施」に係る新潟市の取組について説明
- ・ 第2回(7月1日):報告書素案について議論

方式	求人情報提供端末方式	データ提供方式
概要	地方自治体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を自ら設置することで、ハローワークと同様の求人情報の提供が可能となる。	ハローワークの求人情報を加工可能な形式(CSV形式)でダウンロードできるようにする。地方自治体は自らデータをダウンロードし、任意に編集した上で求人情報の提供が可能となる。
開始時期	平成26年度中のできるだけ早期に開始(具体的な開始時期は調整中)	
対象となる地方自治体	無料職業紹介を行う地方自治体(民間の職業紹介事業者に委託する場合を含む)	
提供する求人の範囲	ハローワーク内で求職者に公開している全国の求人(求人事業主が提供を希望しない場合を除く)	
地方自治体の費用負担	オンラインで求人情報を受け取るために必要な機器等→式(厚生労働省指定の仕様の端末)、施設内のLAN、ハローワークのシステムに接続するための回線など(いずれも保守契約等を含む)を、自らの費用負担で業者と契約し調達・整備 【3年間・端末10台導入の場合の試算】 ○ランニングコスト 1,400万円程度 ○初期導入費用 1,100万円程度 ※ハローワークで使用しているものと同様の端末等を定価で調達した場合を想定した参考値。仕様に係る要件(現在調整中)及び地方自治体の調達方法(入札等)により変動	汎用PC、インターネット回線、データの編集等を行うためのソフトウェアなどを自らの費用負担で用意
利用の手続	最低限の利用要件・規約への同意が必要 利用手続・スケジュール等は検討中(一定の利用申請期間を設定することを想定)	
その他	○求人は随時更新 ○ハローワークのシステムの更新が平成27年度途中に予定されており、システム更新前に開始した場合は更新費用が発生(地方自治体の負担) ○システム更新前は画面表示に一定の制約 ○システム更新後(平成27年度途中)に開始する場合は、費用負担を軽減する方法を検討中	○前営業日終了時点の有効求人が提供対象 ○ハローワークのサーバーに負荷がかかるため、ダウンロード可能な時間帯の制限などがありうる

※現在検討中の案であり今後変更がありうる。

※国はハローワークのシステム改修に要する費用や改修後の運用に必要な経費等を負担する。

第1回雇用対策部会資料より

5 今後の進め方

第6回 経済・雇用部会に向けて

- アンケート結果を踏まえ、「一体的実施」の成果と課題や、「一体的実施」をより効果的かつ効率的に実施するための方策を取りまとめ、各市の取組の参考とすることとし、必要に応じて提言等を行う。



- 当面は、法令・予算に準拠しつつ、国との連携を一層強化しながら、地域における雇用をめぐる諸問題に的確かつスピーディに対処する。
- 地方分権の受け皿としての経験値を高め、将来的には、指定都市への公共職業安定所（ハローワーク）業務等の移管を実現させる。